

第2次千葉市学校教育推進計画（案）・  
第5次千葉市生涯学習推進計画（案）

# 目次

## ◇ 序章 [1 ページ]

千葉市の教育行政について	3
（１）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画について	3
（２）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画の計画期間	6
（３）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画の推進にあたって	6

## ◇ 第１章 第２次千葉市学校教育推進計画 [9 ページ]

<b>総論</b>	<b>11</b>
1 第２次学校教育推進計画の策定にあたって	13
（１）策定の基本方針	13
（２）計画策定の背景	13
（３）「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」の継承	13
（４）計画策定の６つの視点	14
2 第２次学校教育推進計画の基本的な考え方	15
（１）計画の対象範囲と性格	15
（２）計画の体系	15
（３）第２次学校教育推進計画[概念図]	16
（４）学校、家庭、地域、行政の役割	17
3 現状と課題	18

<b>各論</b>	<b>33</b>
1 確かな学力を育てる	
1-1 主体的に学ぶ力の向上	36
1-2 未来へ飛躍する力の育成	39
2 豊かな人間性を育てる	
2-1 豊かな心の育成	42
2-2 社会的自立に向けた強い心の育成	44
3 健やかな体を育てる	
3-1 心身の健康の保持増進	48
3-2 体力の向上	50
4 子どもの学びを支える環境を整える	
4-1 安全・安心な教育環境の確保	52
4-2 魅力ある学校づくりの推進	54

5	信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える	
5-1	教職員の資質・指導力の向上	58
5-2	「チーム学校」の実現	60
6	多様な教育的支援の充実を図る	
6-1	特別支援教育の充実	64
6-2	いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消	66
6-3	学習や社会生活が困難な子どもへの支援	68
7	地域社会全体で子どもの成長を支える	
7-1	地域とともにある学校づくりの推進	70
	<b>付属資料</b>	<b>75</b>
1	参考資料	76
2	用語解説	81

◆文中に「\*」のある用語は、用語解説があります。

## ◇第2章 第5次千葉市生涯学習推進計画 [89 ページ]

<b>総 論</b>	<b>91</b>
1 第5次生涯学習推進計画の策定にあたって	93
(1) 策定の基本方針	93
(2) 計画策定の背景	93
(3) 計画目標	93
(4) 計画策定の3つの視点	94
2 第5次生涯学習推進計画の基本的な考え方	95
(1) 計画の対象範囲と性格	95
(2) 計画の体系	95
(3) 第5次生涯学習推進計画[概念図]	96
3 現状と課題	97
<b>各 論</b>	<b>107</b>
1 学習活動のきっかけの提供	
1-1 生涯学習の普及啓発	108
1-2 学習環境の整備	110
2 多様な学習機会の確保	
2-1 郷土への愛着を深める学習機会の提供	113
2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供	115
3 学びを生かしたコミュニティづくり	
3-1 地域の担い手となる人材育成	119
3-2 学習成果の活用機会の提供	121
3-3 市民の参加・協働による学習活動の推進	123
<b>付属資料</b>	<b>127</b>
1 参考資料	128
2 用語解説	135

◆文中に「\*」のある用語は、用語解説があります。

---

---

# 序 章

---

---



# 千葉市の教育行政について

本市では、これまでに「人間尊重の教育」を基調として教育行政に取り組んできました。

学校教育については、平成21年(2009年)に策定した学校教育推進計画に示された、目指すべき子どもの姿「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」や教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。同様に、生涯学習については、平成5年(1993年)に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年(1995年)から4次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

そのような中で、平成23年(2011年)6月に中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市新基本計画」が策定されるとともに、平成25年(2013年)6月には国において「第2期教育振興基本計画」が策定され、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」及び「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」からなる4つの基本的方向性が示されたことなどから、それらの目標の達成に向けて、本市の現状に即した教育行政に取り組んでいく必要があります。

## 1 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について

### 法的な位置付け

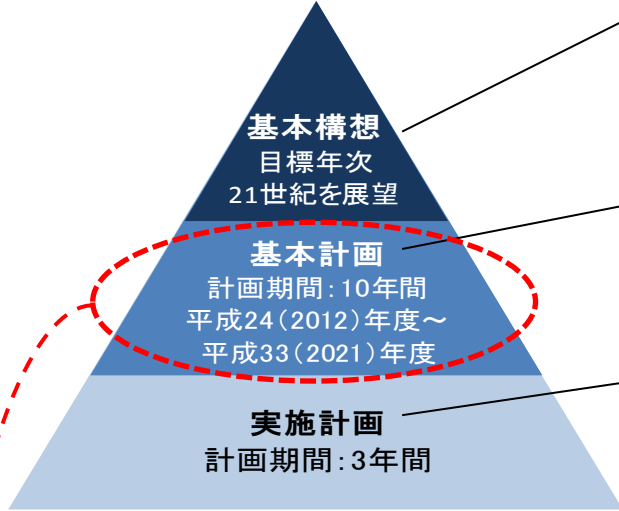
第2次学校教育推進計画及び第5次生涯学習推進計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、位置付けます。

### 本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付けるアクションプランの推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、個別具体の事業の実施時期及び事業量を定めます。

## 総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画・実施計画



● 市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しています。  
〔基本理念〕 人間尊重・市民生活優先  
〔基本目標〕 人とまち いきいきと幸せに輝く都市

● 基本構想で定める基本目標等を実現するため、「まちづくりの方向性」や「実現すべきまちの個性」などを示す基本方針、今後の施策展開の方向性などを示すもので、市基本計画と区基本計画で構成しています。

● 新基本計画に示すまちづくりの方向に進んでいくため、どのような事業に計画的に取り組んでいくかなど、新たに開始する事業や、今までより拡充する事業を中心に具体的に示すものです。



## 連携

## 個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する方針・計画

第2次学校教育推進計画	平成 28 (2016) 年度～平成 33 (2021) 年度	
第5次生涯学習推進計画	平成 28 (2016) 年度～平成 33 (2021) 年度	
こどもプラン	平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度	他

## 千葉市新基本計画(H24～33)の施策体系

- 1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ
- 2 支えあいやすらぎを生む、あたたかなまちへ

- 3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
  - 3-1 未来を担う人材を育成する
  - 3-2 生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える

- 3-3 文化を守り、はぐくむ
- 3-4 多彩な交流・連携により新たな価値を創る
- 3-5 市民の力をまちづくりの力へ

- 4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- 5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

## 3-1 未来を担う人材を育成する

- 3-1-1 学校教育の振興
- 3-1-2 地域の教育力の向上
- (3-1-3 こどもの参画の推進)

## 3-2 生涯を通じた学び(とスポーツ活動)を支える

- 3-2-1 生涯学習の推進
- (3-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進)



### 本市の教育行政における役割について

「学校教育」「社会教育」「家庭教育」という3つの教育分野のうち、本市では第2次学校教育推進計画は主に「学校教育」、第5次生涯学習推進計画は主に「社会教育」を担う計画とします。

また、こどもプランは、子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進する計画であり、教育の分野においては、主に「家庭教育」への支援を担っています。

個々の計画は、相互に補完し合い、連携して教育行政を推進していきます。

### 「教育、学術及び文化に関する大綱」における位置付けについて

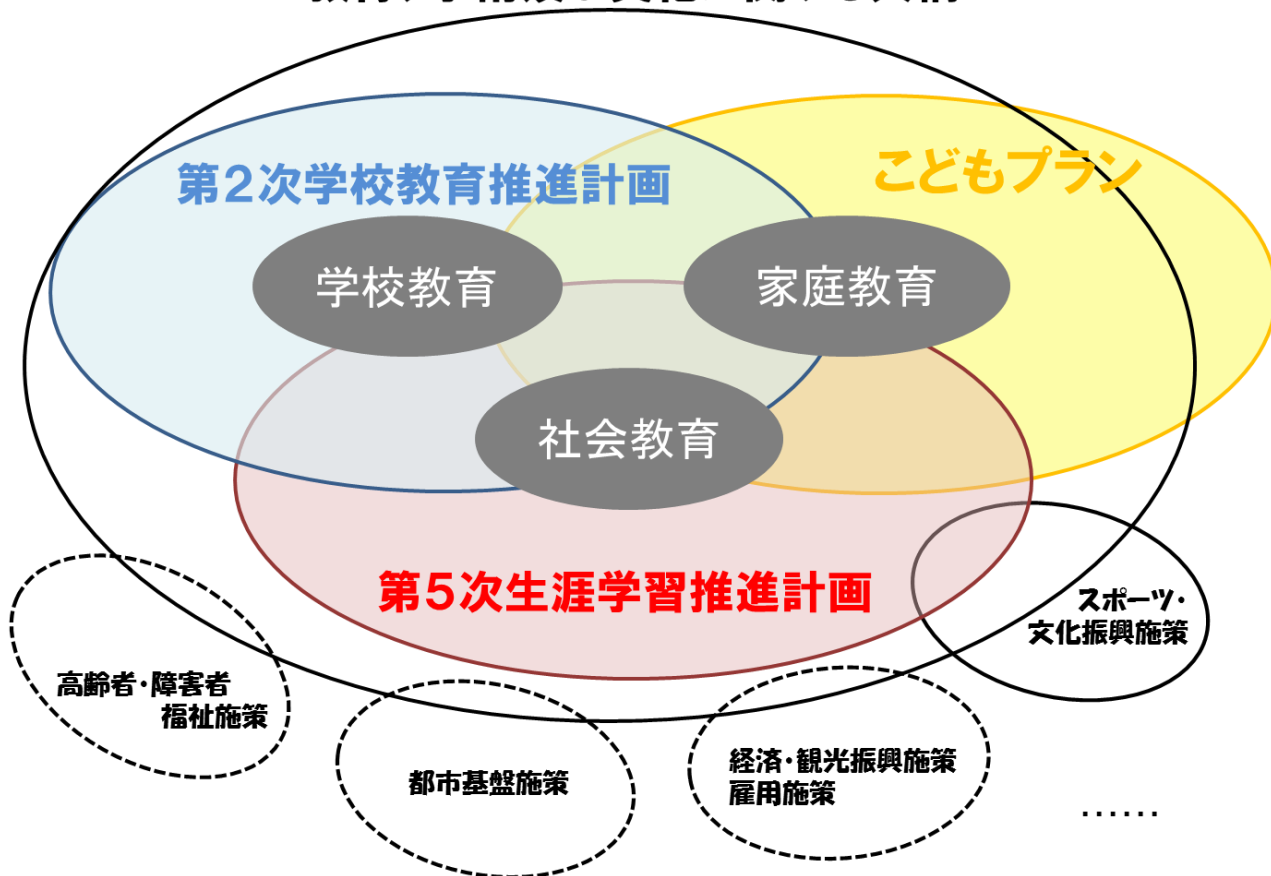
平成27年4月1日に「地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行われました。

その中で、地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとなりました。

本市の第2次学校教育推進計画及び第5次生涯学習推進計画は、「こどもプラン」などの計画とともに、教育、学術及び文化に関する大綱を構成しています。

### 参考 概念図

## 教育、学術及び文化に関する大綱



## 2 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「教育振興基本計画」（平成25年度〔2013年度〕～29年度〔2017年度〕）の計画期間が5年間であることを踏まえつつ、「千葉市新基本計画」（平成24年度〔2012年度〕～33年度〔2021年度〕）との整合を図るため、最終年度を同じ平成33年度（2021年度）とする6年間とします。

計画	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
(国)教育振興基本計画		第2期計画(H25~H29)						
新基本計画		新基本計画(H24~H33)						
学校教育推進計画	第1次	第2次計画(H28~H33)						
生涯学習推進計画	第4次	第5次計画(H28~H33)						

## 3 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって

### 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が6年間であることから、変化への対応と実効力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（平成31年度）での見直しを行うことを当初より明示します。計画策定より3か年の評価と検証を踏まえ、アクションプランを再構築します。

### PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

計画(Plan)に基づく、実施(Do)と確認・評価(Check)、さらには改善行動(Act)へと続くマネジメントを、適切に行います。

両計画の評価にあたっては、成果指標の達成状況により評価することとし、計画策定時の平成27年度末現状値に対し、「平成30年度中間目標値」及び「平成33年度末最終目標値」を明示し、各年度の決算時に計画の進行管理を行い、公表します。また、計画期間の中間年度及び終了後に、3年間・6年間の確認・評価を行います。



